○四国地方整備局告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

一　道路の種類及び路線名　一般国道　五十六号

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

一　道路の種類及び路線名　一般国道　五十六号　　占用を制限する区域
高知県高岡郡四万十町床鍋地先から宿毛市草木藪地先まで

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　三十二号　高知県長岡郡大豊町大久保地先から高知県高知市本町地先まで
一般国道　三十三号　高知県高知市本町地先から高知県吾川郡仁淀川町橘地先まで
一般国道　五十五号　高知県安芸郡東洋町甲浦地先から高知県高知市本町地先まで
一般国道　五十六号　高知県高知市本町地先から高知県高岡郡中土佐町久礼地先まで

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三号	古賀市舞の里四丁目四番一から八女市立花町上辺春字峠五二二八番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所
〃	二百一号	福岡市東区松島五丁目九区五番一から福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗字郷ノ原八番一まで	〃
〃	二百二号	福岡市博多区堅粕一丁目六七番から糸島市二丈鹿家字包石二五五四番一まで	〃
〃	二百八号	大牟田市船津町四七六番三から大川市大字向島字出来島二一六一番六まで	〃
〃	二百九号	大牟田市有明町二丁目一番一二から久留米市東町四二番一三まで	〃
〃	二百十号	久留米市東櫛原町字太田二八五四番二からうきは市浮羽町三春字東虹峠六番一五まで	〃
〃	二号	北九州市門司区東門司一丁目三二番一から同市門司区老松町三番一まで	九州地方整備局及び北九州国道事務所
〃	三号	北九州市小倉北区砂津二丁目三二一番三から福津市有弥の里二丁目一一九番まで	〃
〃	十号	北九州市小倉北区砂津二丁目三二一番三から福岡県築上郡上毛町大字上唐原一七七八番一まで	〃
〃	二百号	北九州市八幡西区黒崎三丁目四二番八から直方市津田町一一〇七番三まで	〃
〃	二百一号	飯塚市八木山字山伏谷一六八七番一八から福岡県京都郡苅田町大字二崎字五ノ坪二三〇番二まで	〃
〃	三号	佐賀県三養基郡基山町小倉字三国二〇八八番一から鳥栖市水屋町字安蔵寺一五七〇番まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所
〃	三十四号	鳥栖市永吉町字本川七一九番八から嬉野市嬉野町大字不動山字長谷丙三〇〇四番二まで	〃